

太田市公共ます設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市公共下水道条例施行規則（平成17年太田市規則第228号）、太田市コミュニティ・プラント条例施行規則（平成17年太田市規則第233号）及び太田市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成17年太田市規則第235号）に規定する公共ますの設置について、必要な事項を定めるものとする。

(公共ますの設置及び位置)

第2条 市長は、原則として、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する汚水を排除する土地又は排除を予定している土地（以下「宅地」という。）に公共ますを設置する。

2 公共ますを設置する位置は、公道との境界に接する箇所から排水設備の設置者の宅地内でおおむね1メートル以内とする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(公共ますの構造)

第3条 公共ますは、塩化ビニール製で内径200ミリメートルのものを、取付管は、塩化ビニール管で口径150ミリメートルのものを標準とする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(公共ますの新設等の申請)

第4条 公共ますの新設、増設、改造、移設又は撤去（以下「新設等」という。）を必要とする者は、公共ます新設等申請書（別記様式）を新設等の工事を希望する日の一箇月前までに市長に提出しなければならない。

(公共ますの設置基準)

第5条 公共ますは、1宅地（同一の者が連続して所有又は使用する宅地をいう。以下同じ。）に1個について市が無償で設置する。ただし、宅地の面積、形状又は利用形態、排水系統、排水量等により、1個の公共ますで汚水を排除することが困難と市長が認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、2個以上の公共ますを設置する場合は、次の表の左欄の宅地面積に対して同表右欄の設置個数を基準とし、その設置に要する費用は市が負担する。

宅 地 面 積	公共ます設置個数
400 m ² を超え 1,000 m ² 以下	2 個
1,000 m ² を超え 1,500 m ² 以下	3 個
1,500 m ² を超え 2,000 m ² 以下	4 個
2,000 m ² を超える場合	1,000 m ² につき 1 個増設

3 前項の基準を超えて公共ますを設置しようとする者は、公共ます新設等申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。この場合において、その基準を超えた公共ますの設置に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理区域における公共ますの設置基準)

第6条 コミュニティ・プラント及び農業集落排水の処理区域において新たに公共ますを設置しようとする者は、公共ます新設等申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。この場合において、その設置に要する費用は、全額申請者が負担するものとする。

(開発及び営利を目的とする土地分割等を行う土地の取扱い)

第7条 既に供用開始されている区域において、開発及び営利を目的とする土地分割等により新たに公共ますを設置しようとする者は、公共ます新設等申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。この場合において、その設置に要する費用は、全額行為者が負担するものとする。

(維持管理等)

第8条 公共ますの設置に係る当該土地の使用期間は設置期間とし、その使用料は無料とする。

2 設置後の公共ますの所有権は、費用負担にかかわらず市に帰属する。

3 公共ますの維持管理は、市が行う。

4 市に起因しない理由で公共ますの改造、移設若しくは撤去の必要がある場合又は故意若しくは過失による破損等の修繕については、原因者の負担で行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に現に設置してある公共ますは、この要綱の規定に基づいて設置されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。